

施設サービス利用料金表

超強化型

※個室の場合

要介護認定	介護保険負担限度額認定段階	介護保健施設サービス費	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算	介護職員処遇改善加算Ⅰ	居室料金	食費	1日計	1ヶ月計(30日)
要介護1	第1段階	739	24	18	46	75	490	300	1,692	50,760
	第2段階						490	390	1,782	53,460
	第3段階						1,310	650	2,862	85,860
	第4段階						1,640	1,680	4,222	126,660
要介護2	第1段階	810	24	18	46	77	490	300	1,765	52,950
	第2段階						490	390	1,855	55,650
	第3段階						1,310	650	2,935	88,050
	第4段階						1,640	1,680	4,295	128,850
要介護3	第1段階	872	24	18	46	80	490	300	1,830	54,900
	第2段階						490	390	1,920	57,600
	第3段階						1,310	650	3,000	90,000
	第4段階						1,640	1,680	4,360	130,800
要介護4	第1段階	928	24	18	46	82	490	300	1,888	56,640
	第2段階						490	390	1,978	59,340
	第3段階						1,310	650	3,058	91,740
	第4段階						1,640	1,680	4,418	132,540
要介護5	第1段階	983	24	18	46	84	490	300	1,945	58,350
	第2段階						490	390	2,035	61,050
	第3段階						1,310	650	3,115	93,450
	第4段階						1,640	1,680	4,475	134,250

※介護処遇改善加算Ⅰの記載されている単位は、想定される日額の最大数です。
 利用者様により金額に変動があります。計算式は次の通りです。
 総単位数（その他自己負担金以外のサービス利用料金に係る加算を含んだ単位）÷1000×39

※一定以上の所得者がある方は、割合により自己負担額が変わります。
 保険者が発行する「介護保険負担割合証」にてご確認ください。

施設サービス利用料金表

超強化型

※多床室の場合

要介護認定	介護保険負担限度額認定段階	介護保健施設サービス費	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算	介護職員処遇改善加算Ⅰ	居室料金	食費	1日計	1ヶ月計
要介護1	第1段階	818	24	18	46	78	0	300	1,284	38,520
	第2段階						370	390	1,744	52,320
	第3段階						370	650	2,004	60,120
	第4段階						370	1,680	3,034	91,020
要介護2	第1段階	892	24	18	46	80	0	300	1,360	40,800
	第2段階						370	390	1,820	54,600
	第3段階						370	650	2,080	62,400
	第4段階						370	1,680	3,110	93,300
要介護3	第1段階	954	24	18	46	82	0	300	1,424	42,720
	第2段階						370	390	1,884	56,520
	第3段階						370	650	2,144	64,320
	第4段階						370	1,680	3,174	95,220
要介護4	第1段階	1,010	24	18	46	84	0	300	1,482	44,460
	第2段階						370	390	1,942	58,260
	第3段階						370	650	2,202	66,060
	第4段階						370	1,680	3,232	96,960
要介護5	第1段階	1,065	24	18	46	87	0	300	1,540	46,200
	第2段階						370	390	2,000	60,000
	第3段階						370	650	2,260	67,800
	第4段階						370	1,680	3,290	98,700

※介護処遇改善加算Ⅰの記載されている単位は、想定される日額の最大数です。
 利用者様により金額に変動があります。計算式は次の通りです。
 総単位数（その他自己負担金以外のサービス利用料金に係る加算を含んだ単位）÷1000×39

※一定以上の所得者がある方は、割合により自己負担額が変わります。
 保険者が発行する「介護保険負担割合証」にてご確認ください。